

町へ提出する申請書等における押印義務の一部廃止について

愛川町建設部下水道課

公共下水道事業における申請書等で義務付けていた押印について、令和3年4月1日より一部、申請者等（法人においてはその代表者）の氏名の記載を、本人が自署することにより省略できるようになりました。

つきましては、下記のとおりご留意いただき申請等を行ってください。

- ・署名は必ず本人が自署してください。（第三者が申請等を代行する場合は、本人が自署していることの確認を励行してください。）

※自署された方に電話等による、本人確認を求める場合があります。

- ・本人の自署によらない場合（請負業者の代筆やPC、ゴム印等により印字済みなど）は、本人確認のため、これまでどおり押印が必要です。
- ・押印廃止とした申請書等に押印がされていても、これまでどおり受理しますので修正していただく必要はありません。
- ・押印廃止とした申請書等を町のホームページ（下水道課の各種申請書ページ）に掲載していますので、最新の様式をご確認のうえご利用ください。

申請書等についてご不明な点等ございましたら、下水道課までお問い合わせください。



問い合わせ先
建設部 下水道課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
電話 046-285-6946
FAX 046-286-5021
E-mail gesuido@town.aikawa.kanagawa.jp